

意見書案第3号

小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の
無償化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月6日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 高 嶋 基 樹

賛成者 伊 藤 知 子

小学校、中学校及び義務教育諸学校の学校給食費の無償化を求める意見書（案）

小中学校等、義務教育諸学校の学校給食費については、地方自治体による完全無償化及び一部助成の自治体が全国的に広がりを見せている。

一方、学校給食費の無償化については、自治体の財政負担が大きいことから、義務教育諸学校の学校給食費の無償化を実施したくても、財政事情等により、容易にそれを実施出来ない自治体も数多いと思慮する。

ところで、憲法及び関係法令により、義務教育諸学校の授業料と教科書代とは無償とされているが、子育て支援策の一環として、義務教育諸学校の学校給食費の無償化は時代の要請であり、その意味で、国庫負担が望ましいと判断する。

そこで、国においては、義務教育諸学校の学校給食費の完全無償化に向けて、関係法令を早急に整備される様、強く求める次第である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会